

2024年9月28日

2024年度第1回産業遺産学会臨時総会議決事項報告（最終版）

監査役 後藤充伯

首記の件につき、下記のようにご報告申し上げます。

「9月13日までの投函」をお願いしておりましたので、約1週間の余裕を見て、9月20日で、集計を一旦締めさせて頂きました。しかし、今回9月21日付消印のものが9月24日に届きました。無効ではありますが、意見として記載させて頂きます。尚、それ以降にも届く可能性があると考え、9月27日一杯到着を待ちました。この為、最終版報告が遅くなりましたことを付記いたします。

なお、9月21日付の報告と結論は変わりません。

【第1号議案】「横山悦生氏の会長解任について」

1. 今回は「議案」への賛否を求めるものです。一部の方から、「役員選挙ではないか？」とのお話を頂きましたが、役員選挙ではありません。
2. 賛否：発送総数218枚を送付し、以下の賛否を頂きました。

有効ハガキ（9月27日到着まで）					発送総数（218名） －ハガキ到着総数	内無効ハガキ（9/24到着分：9/21の消印）		
議案	賛成	反対	無効	総数	会長代行一任： 賛成	賛成	反対	総数
第1号	54	29	9	92	126	0	1	1

上記から

賛成総数：（有効ハガキ賛成）54名＋（未提出者数：会長代行一任）126名＝180名  
⇒過半数以上が賛成であるので可決とする（発送総数218名／有効賛成数180名＝82.6%）

3. 可決案件

- （ア）賛否両方に○印または両方に○印がない場合は賛成とみなします。なお、白票でも、明確に本件について「賛成とみなす」ことを拒否された方、無効宣言をされた方、議決権非行使宣言の方、等は無効票とさせて頂きました。
- （イ）無記入、無記名、未提出の場合は会長代行一任とします。集計では、賛成の無記名3名分を賛成票としております。
- （ウ）「9月13日までの投函」をお願いしておりましたので、約1週間の余裕を見て、9月20日で、集計を締めさせて頂き、有効ハガキといたしました。以降到着は無効とさせて頂いております。

4. 決議結果

(ア) 賛成 186 名、反対 29 名、無効 9 名にて本議案は可決されました。これに伴い、横山悦生氏は 2024 年 9 月 21 日をもって会長を解任されました。

5. 追記事項

(ア) 可決条件および決議は、2023 年度（第 47 回）総会および 2024 年度（第 48 回）総会同様としました。

(イ) 決議結果はニューズレター第 28 号（2023 年 8 月 16 日発行）4 頁に準じるかたちでニューズレター第 31 号に掲載する予定です。

6. 異議・回答

No.	異議	回答
1	この選挙は無効です	今回は議案に対して賛否を求めるものではありません。従って、選挙管理委員会は関係ございません。
2	上記3項の可決案件が非常識である	NL28号で、横山氏が報告された2023年度（第47回）総会報告に準拠しています。
3	当事者に弁明の機会を与えるべき	臨時総会資料に横山氏の弁明書を添付させて頂きました。
4	臨時総会の費用が予算化されてないにもかかわらず、このような事務費用等を無断で使用することは、法的に問題があります。	規約22条2項の臨時総会の項目に規定されております。今回は（1）の理事会が必要があると認めたものとなります。
5	産業遺産学会規約第5章総会の(招集)第23条の2に違反していないか？ (請求のあった日から30日以内に臨時総会を解させねばならない)	今回は、横山氏から事務局に対し、業務妨害があり、その対処のために2週間ほど時間を経過してしまいました。不測の事態であるため、許容範囲内と考えております。また、遅れたために、臨時総会の招集を無効とすることはできません。招集できなかったことに対し、妨害者に責任を求める必要があるかもしれません。

以上